

## 令和元年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年7月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和元年7月10日(水) 午後2時21分

3 場所 総合福祉センター 2階技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 1人

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

5 出席した農地利用最適化推進委員

2人

難波 末雄 植田 忠晴

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第32号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

田植えも終わり、一区切りがついたのではなかろうかと思いますが、水の管理等で忙しいのではなかろうかと思っています。

私事ではありますが、先般、WCSの会議に出席しまして、残念というのか、業者の方が、運賃が上がるから運賃代を上げさせて欲しい。耕畜連携プレーということがありまして、牛糞も1円上げさせてくださいという変な話がありまして、1円というのが、500キロ入っている袋が、500円上げさせてくださいというところが、1円上げさせてくださいということで、WCSがまったく値上がりしていない状態で、板ばさみの状態になっております。そのような状態で、上げたいという人は、なんぼでも上げたい。生産農家が我慢するという感じであります。

また、皆様方もご承知のとおり、保有米が1万4千円なのかな、最低線が9千円なのかな、高い時で2万円だったなかとということで、飼料米を作っていたのが、保有米ということになって、今度、保有米が、かなり下がるのではないかと心配をしています。農家は激務の仕事をしておりまして、草刈りにしても非常に苦労をしております。営農型の太陽光にしても、8割以上の収穫があるのかということで、一生懸命やって8割なのか、維持管理するためには、田を守るのは大変だと思います。皆様方も大変苦労されていると思います。私達も農地と集落を守ろうということになろうかと思っています。

先般、日羽に行きますと、ビックリしたのが、平地であるのですが、空き家になって農地を渡してしまう。農地が守れないのかなと、そうなると山の上の人は、どうなのだろうかと心配をいたします。市外では、圃場整備している所に養鶏場が出来たり、企業誘致をしようとしても人がいなかったり、農地や集落を守るということは、人口が減少している中で大変なことだと思います。そのようになると、農地最適化推進委員の仕事、我々もそうですけれど、農地を大切に守って、情報を交換して、農地をしっかり守っていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和元年第7回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席者は、3番委員であります。

農地利用最適化推進委員の方には、2人の方へ出席をしていただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していること

から、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

本日は、農地担当の秋山委員が欠席しておりますので、鎌田会長代理へ議事進行をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

**【議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(会長代理)

皆様、ご苦労様です。

農地担当に代わり議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

何分、不慣れでありますので、不手際もありますが、よろしくお願いいたします。

議案第29号の審議に入る前に、受付番号17番の申請が取り下げられましたので、委員の皆様へ報告をいたします。また、18番につきましては、受け人の方が市外の方でありますので、本来ならば、総会へお呼びする案件になります。しかし、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員へ相談をしたところ、きちんと営農もしていることから、総会へ呼ばなくてもよいということになりました。よって、総会へはお呼びしておりません。

それでは、議案第29号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

**【受付番号15番】**

(会長代理)

それでは、15番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

受け人の方につきましては、農地を大切に、農業をされておられる方です。水稲以外にブドウもされておられます。地元としては、問題ないと考えております。

(会長代理)

地元推進委員であります、植田委員からお願いをいたします。

(植田委員)

今回の申請人、渡し人についてであります。以前から耕作をされておられません。受け人の方が耕作している状況であります。今回、渡し人から受け人へ売りたいということで、今回の申請になったものであります。申請内容等につきましてチェックをしましたが、特に問題はありません。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、15番は許可されました。

#### 【受付番号16番】

(会長代理)

続きまして、16番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この件につきまして、受け人の方は、水稻をされておられます。また、ブドウもされておられます。地元委員としては問題ないと思しますので、よろしく願いをいたします。

(会長代理)

地元推進委員であります、植田委員からお願いをいたします。

(植田委員)

この案件につきましても、受け人の方が申請地を従来から耕作をしているということでもあります。渡し人から受け人へ申し入れがあったことから、今回の申請になったものであります。申請内容等につきましてチェックをしましたが、特に問題はありません。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長代理)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、16番は許可されました。

### 【受付番号18番】

(会長代理)

続きまして、18番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

受け人の方は、市外の方であります。約10年前にお父さんが亡くなられております。受け人が所有している田は、きちんと管理しておられます。今回の申請地も受け人の方が耕作をされていることから、地元としては、何ら問題ありません。

(会長代理)

地元推進委員であります、植田委員からお願いをいたします。

(植田委員)

10番委員から説明がありましたが、受け人の方が従来から申請地を管理されております。今回、渡し人から受け人へ贈与するというのであります。受け人の実家が日羽にありまして、よく実家に戻られて農業をされておられます。申請内容につきましても問題ありません。

以上、よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、採決いたします。

18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、18番は許可されました。

以上で、議案第29号の審議はすべて終了いたしました。

## 【議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理)

次に、議案第30号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請の審議に入る前に、受付番号5番の申請書に補正すべき箇所があり、現在まで、その補正がなされておられません。よって、今回は審議をいたしません。

なお、今後、この申請については、申請書の締切日までに補正書類が整っていれば、翌月の総会で審議するようにしたいと思います。

いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

ありがとうございました。

それでは、議案第30号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号11番】

(会長代理)

それでは、11番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

7月5日に、会長、7番委員、東推進委員、渡邊推進委員、私の5名で現場を確認しております。真壁の件であります。東側が水路、西側が道路、南も道路、北側も宅地という状況であります。申請地は、既に平屋の家が建っているような状況であります。

(会長代理)

それでは、地元委員からの報告をお願いいたします。

(5番委員)

周辺は、現地調査の報告のとおりであります。

申請地の周辺には、農地は存在しません。一番近い農地は、西側道路の向かい側に耕作していない農地があるだけです。周辺農地への影響ですが、用水、排水、日照、通風、土砂の流出等はないものと考えます。



ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会長代理)

この件につきまして、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に住宅が建っております。

この度、申請地が農地であることが判明したため、申請をしたものであります。始末書も添付されております。

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設があるということで、第3種農地と判断しております。

(会長代理)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、11番は許可されました。

以上で、議案第30号の審議は終了いたしました。

### **【議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(会長代理)

次に、議案第31号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号16番】

(会長代理)

それでは、16番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

この土地につきましては、東側が宅地と畑、西側につきましては道路、南側は宅地、北側は水路を挟んで道路に接するというような状況でありました。地目が畑になっていますが、現況は何も作付けされていません。草が生えていた状態でありました。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の道路を隔てて北側に受け人の住まいがあります。申請地の南側は、倉庫が2棟建っています。この倉庫は、南側に宅地を持っておられる方の持ち物でありまして、倉庫になってあります。西、北、東につきましては、現地調査の報告のとおりであります。用水関係につきましては、東側は一部農地と車庫があります。農地につきましては、別に水路がありますので問題ありません。排水につきましては、敷地内に排水路を設けて北側に水路があります。その水路へ流すということがあります。日照、通風につきましては、問題ないと思います。土砂の流出等につきましては、境界部分にコンクリート擁壁を設けて対応するというので、今回の申請につきましては、地元としては、問題ないと考えていますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(会長代理)

ありがとうございました。

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、16番は許可されました。

### 【受付番号17番】

(会長代理)

続きまして、17番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現地は、東側が受け人の自動車置場、西は畑、南も畑、北側が道路に接しています。

現地は、畑で利用されていたようではありますが、現在は作付けもされていない状態であります。

以上であります。

(会長代理)

次に、地元委員からの説明になりますが、3番委員が欠席をされています。

よって、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

3番委員から、農地転用することによる周辺農地への影響はないとの報告を受けております。

(会長代理)

次に、地元推進委員であります、難波委員から報告をお願いいたします。

(難波委員)

申請地については、現地調査の報告のとおりであります。

受け人と渡し人は、親戚関係になります。申請地は、以前、●●●●●●●●●●があった南側、約300メートルの所であります。真壁と井手の境になります。隣が畑となっていますが、用排水、日照、通風等問題はないと思います。土砂の流出については、盛り土が流出しないよう控えて施工するようにしています。また、生活排水は発生しません。雨水は現状の勾配で排水されるようになっています。農地転用後も現状と殆ど変わらないことから、問題はないと考えております。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございます。

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(会長代理)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、17番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

(会長代理)

続きまして、20番、長良の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

この土地は、東側が道路、西側が宅地で建物があります。南側が細い道路を挟んで田に接しています。北側は水路ということであります。

現地は、既にアスファルト舗装をして駐車場として利用されております。

(会長代理)

それでは、地元委員から報告をお願いいたします。

(11番委員)

東側は水路があつて道路だつたと思います。南側が道路があつてその南側が水路、北側が水路があつて道路であります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水、排水、土砂の流出等は現状のままなので問題はないと思います。現地は、アスファルト舗装がされており、農機具、パレット、北側にスレートの車庫、駐車場ということで、私が知る限り、今の状態に何十年も前からなっているように思います。

以上であります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、申請地は駐車場になっています。●●●●が昭和50年に建築され、その時から駐車場として利用していたものであります。始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(会長代理)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員)

私もよくその駐車場を利用していたのですが、なぜ、この時期の申請になったのですか。

(主査)

この後の受付番号21番になるのですが、この申請について相談をしている途中で判明したものであります。

(14番委員)

分かりました。

(会長代理)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号21番】

(会長代理)

続きまして、21番の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

現地の東側は畑であります。西は南側に入る通路、南側は西側通路を通過して一時転用であります。建物が建って宅地として利用されております。北側は道路であります。

申請地は畑ですが、何もされていない状態でありました。

以上です。

(会長代理)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、農地転用後も現在の状態と変わることがありません。よって、農地転用することにより、用水、排水、日照、土砂の流出等、周辺農地への影響はないものと思います。

以上であります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(会長代理)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号18番】

(会長代理)

続きまして、18番、西阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

この土地の東側は水路を挟んで道路、西及び南側は田、北は宅地に接しています。

現況は田であります。何も作付けされておられません。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

渡し人と受け人は、親子になります。

今回の申請は、子供の住宅を目的としたものであります。

農地転用することによる周辺農地への影響であります。土砂の流出、雨水排水、日照、通風等につきましては、被害防除計画を確認したところ、対策を講じており問題ないと思っております。

以上であります。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断をしています。例外許可規定として集落に接続して設置される施設に該当いたします。

(会長代理)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、18番は許可されました。

### 【受付番号19番】

(会長代理)

続きまして、19番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(8番委員)

この土地の東側は一部宅地、一部道路に接しています。西及び南側は田、北側につきましては宅地に接しています。

現地の状況であります。元々田であったのですが、現在は作付けされていません。

以上であります。

(会長代理)

それでは、地元推進委員の説明をお願いいたします。

(難波委員)

所有者の孫が住宅を建てることを目的とした申請になります。申請地は、●●●●の北、西側になります。周辺の状況ですが、東が宅地と市道でここが進入路になります。農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、境界部分には、土留を設置して土砂等が流出しないように留意するということです。雨水排水は、集水桝から側溝へ排水、生活排水は北側の公共下水道へ接続するようになっています。日照、通風は、西と南側から離して建築するという事で問題はないと思います。

以上であります。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(会長代理)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断をしています。例外許可規定として集落に接続して設置される施設に該当いたします。

(会長代理)



それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(会長代理)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

異議なしと認め、19番は許可されました。

以上で、議案第31号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第32号 農業振興地域整備計画の変更等について】**

(会長代理)

続きまして、議案第32号 農業振興地域整備計画の変更等について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

#### **【議案第32号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

令和元年上期分の農業振興地域の除外について、総社市から農業委員会に対しまして意見を求められております。

今回は、総社地区が4件、山手地区が1件、清音地区が1件提出されています。内容につきましては、配布いたしております資料をご確認ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進といった施策が適切に行われるよう意見を聴くこととなっております。

また、同施行規則第4条の4第1項第27号イの規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑

排水事業の受益地となっている農地で、今回は、清音の1番が該当になります。これらにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障の有無について農業委員会として意見を述べるものであります。

なお、各種法令による農地転用の許可見込みにつきまして、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込みがありという回答をしております。

以上であります。

(会長代理)

事務局から説明がありました件につきまして、先日、運営委員会委員で現地の確認を行っております。今回の6件につきまして、ご質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

(会長代理)

地元委員さん等から、何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、お諮りいたします。

議案第32号、農業振興地域整備計画の変更等については、農業委員会として問題ないということよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長代理)

それでは、農業委員会として問題ないということで回答をいたします。

#### **【報告第25号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(会長代理)

次に、報告事項に入ります。

報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第25号 報告書について朗読】**

#### **【報告第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(会長代理)

次に、報告第26号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第26号 報告書について朗読】

### 【報告第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理)

次に、報告第27号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第27号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(会長代理)

23ページ、24ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものとしたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することとしたします。本日の許可件数は、第3条関係が3件、第4条関係が1件、第5条関係が6件でありました。農業振興地域整備計画の変更等については、農業委員会として問題ないと決定いたしました。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

### 【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

委員の方から、ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

#### 【事務連絡】

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

不慣れな司会で、お聞き苦しい部分もあったかと思えます。

田植えも終えて、一息しているところではないかと思えます。

まもなく梅雨が明けると思いますが、梅雨が明けると猛暑がやってきます。農作業をするのが、一番大変な時期になりますが、体には十分に気を付けていただき、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦労様でした。

**閉会 午後2時21分**